

意見公募手続実施結果

- 1 題名 水戸市障害者計画（第4次）（素案）
- 2 案の公表日 令和6年11月14日（意見提出期限：令和6年12月13日）
- 3 市民等からの意見数

計 2人 16件

(1) 郵 送	人	件
(2) F A X	人	件
(3) メ ー ル	2人	16件
(4) 直接提出	人	件

4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
本計画の名称について、既に公表されている「水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画の名称と類似していることから、市民・事業者の混乱を招かないよう、「水戸市障害者計画（第4次）」としてはどうか。	御意見を踏まえて、関連計画と区別しやすい、市民・事業者に分かりやすい名称を検討します。
心のバリアフリー部会について、どのような会議体の部会であるかが不明確なので、本体の会議体の名称を追加してはどうか。	御意見を踏まえ、会議体の名称を追記します。
消費者トラブルに関する現状及び課題について、「障害者は消費生活に関する情報に接する機会が少なく、消費者被害に遭うことも多くなっている」とあるが、「第2章水戸市の現状」や「水戸市消費者教育推進計画（第3次）」からもそのような現状及び課題があることを確認できなかったため、「判断力が不十分な場合、消費者被害に遭うリスクが高くなるため、被害を未然に防止し、被害を回復するための取組が必要です。」のように表現してはどうか。	御意見を踏まえ、表記を修正します。
電話リレーサービスの実施主体が水戸市であるように読める。このため「本市では、	御意見を踏まえ、表現を修正いたします。

市役所に来庁する聴覚障害者のために手話通訳者を設置するとともに、ビデオ機能を利用して手話通訳者と通話できる遠隔手話サービスを提供しています。また、聴覚障害者等の電話の利用を円滑化するため、音声会話をオペレーターが手話・文字に通訳する電話リレーサービスが国により全国展開されています。」のように表現してはどうか。	
在宅サービスの区分について、素案 45 ページ中「主な事業」の「ア 在宅サービスの充実」の「日中活動系サービスの充実」に「自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実」について触れているにもかかわらず、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実」が事業名として特出しされているので整理が必要かと思われる。また、「訪問系サービス」や「日中活動系サービス」という区分ではなく、法令のとおり「介護給付」や「訓練等給付」を事業名に用いてはどうか。	御意見のとおり事業名を修正し、それぞれのサービスを整理いたします。
当該計画において、ユニバーサルデザインフォントを使用しており、全体的に誰もが読みやすく見やすいものとなっているため、ユニバーサルデザインフォントを使用している旨を明記してはいかがか。	御意見のとおり、ユニバーサルデザインフォントを使用している旨を明記いたします。
本文中において、「心のバリアフリー」と「こころのバリアフリー」と表記しているものがあるので、表現の統一が必要と考えます。	本計画の上位計画である、水戸市第 7 次総合計画-みと魁・Next プラン-との整合性を図るため、「心のバリアフリー」と表現を統一いたします。
基本方針 2 の本文中に「福祉避難所」の周知の必要性を記載してあるため、「福祉避難所」の用語解説が必要である。	御意見のとおり、注釈を追記いたします。
地域生活支援事業による発達障害児への支援において、その保護者等に対して中核市である水戸市の独自の支援が必要です。	本市においては、こどもの発達に心配のある保護者に向けまして、発達障害児への対応等について学ぶ機会を提供しております。引き続き取組を推進するとともに、本計画へも明記してまいります。
地域生活支援事業の中で、中核市である水戸市が実施できる事業が多くあるので、その必要性を検証し新たな事業を実施すべ	地域生活支援事業における新たな取組として、重度障害者等の就労に向け、雇用施策と福祉施策を連携し、通勤支援や

きである。	職場等における支援を行う、重度障害者等就労支援事業を令和6年度から実施しております。引き続き、本計画を推進する中で、ニーズを把握しながら、新たな事業について検討してまいります。
地域生活支援拠点等の機能の充実については、事業概要に記載されている趣旨のとおり、積極的（前向きな、将来を見据えた）な事業展開とすべきであり、また、知的障害者が「親なき後」も地域で当たり前安心して豊かに暮らすため、グループホーム等での生活の質の向上とその支援を行っている世話人を支援する支援ワーカーを配置してください。	御意見のとおり、障害者の高齢化や重度化、さらには「親なき後」に備え、地域生活支援拠点等の機能の充実は重要であり、積極的な事業の推進に努めてまいります。 また、地域生活への移行に向けまして、グループホームの整備促進、充実を本計画に位置付けたところであり、引き続き取り組んでまいります。支援ワーカーの配置につきましては、本計画を推進する中で検討してまいります。
障害児通所支援の充実において、その保護者がセルフプランでの利用だけではなく、支援サービスを利用する際に将来を見据えた選択ができるように相談支援専門員活用の必要性について機会をとらえて説明すべきと考えます。	本市においては、障害児の将来を見据え、支援サービスの選択肢が広がるよう、水戸市基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の活用について情報提供を行っております。個に応じた必要な支援サービスが利用できるよう、引き続き情報提供に努めてまいります。
人材の育成・確保について、障害福祉サービスを実施するうえで、人材の育成・確保は、求人をしては応募しない状況もあるなど深刻な問題となっています。人材を確保するためにはただ待つだけではなく、水戸市が一体となって福祉人材を確保、育成する仕組みが必要です。例えば、将来、福祉業務に従事する学校と連携し、水戸市で実習の受入をバックアップするなど体制づくりを図る必要があります。場合によっては、障害福祉サービス事業所にも外国人による福祉人材の受入も検討すべきです。	本市においては、指定管理事業所と連携し、福祉人材の育成のため、大学や福祉専門学校等から、実習生を受入、現場実習を実施しております。引き続き、福祉人材の確保のため、積極的な実習生の受入を実施してまいります。 また、福祉人材として外国人の受入を実施するかについては、障害福祉サービス事業所の裁量により決定していくものと考えております。
特別支援教育の体制整備において、特別支援教育支援員と教員とで障害児の支援内容の共通認識を把握するための時間の確保をすべきであり、その支援員が孤立しない	特別支援教育専門員が講師として特別支援教育支援員及び教職員に対する研修を行い、多様な障害に対する理解を深め、障害児に対して適切な指導が行われるよ

取組が必要です。	う努めるとともに、特別支援教育専門員が教職員に対して専門的な助言を行うなど、全職員で共通理解を図っております。 また、学期に1回程度、特別支援教育支援員も参加する校内支援会議を開催し、対象児への支援方法等について、教職員と特別支援教育支援員で共通理解を図る場を設定しております。
55 ページの「デイジー図書」の注釈を記載してください。	御意見のとおり、注釈を追記いたします。
グループホームに入居している知的障害者が毎月支払っている家賃、食費、光熱費等の支出額は、本人の基本的な収入である障害基礎年金や工賃収入では賄いきれず、現状では親からの仕送りで賄っています。地域生活を希望する知的障害者がグループホームをより利用しやすくなるよう、国の家賃補助（特定障害者給付）に加え、水戸市独自の家賃補助制度の創設を要望します。	グループホームの入居者に対して、障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税の場合、国の制度（特定障害者特別給付費）として、家賃の補足給付を実施しております。本市独自の家賃補助制度につきましては、本計画を推進する中で他自治体の状況等を踏まえながら、総合的に検討してまいります。

問合せ先 福祉部障害福祉課管理係
 担当 木村 能彦
 電話 029-224-1111 内線 2642